

Title	ヴィクトリア期陶工の労働組合：なぜ「新型組合」とならなかったのか
Sub Title	Potters trade union in Victorian England
Author	加藤, 道也
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1997
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.89, No.4 (1997. 1) ,p.657(119)- 680(142)
JaLC DOI	10.14991/001.19970101-0119
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19970101-0119

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ヴィクトリア期陶工の労働組合

—なぜ「新型組合」とならなかったのか—

加藤道也

はじめに

ヴィクトリア期における製陶業は、イングランド中部（Midland）のスタッフォードシャー（Staffordshire）の地場産業であった。スタッフォードシャー「陶業地」はストーク＝オン＝トレント（Stoke-on-Trent）、ロングトン（Longton）、フェントン（Fenton）、レイン・デルフ（Lyne Delph）、ハンレイ（Hanley）、シェルトン（Shelton）、コブリッジ（Cobridge）、バーズレム（Burslem）、ロングポート（Longport）、タンストール（Tunstall）から成る南北9マイル、東西1～3マイルの地域である。これらの地域は製陶業が有力であったため、しばしば陶業地（The Potteries）と呼ばれる。中でも、ストーク＝オン＝トレント、ロングトン、フェントン、ハンレイ、バーズレム、タンストールの6つの町は、「陶業地」の中心であった。

当地で製陶業が発展したのは、第1に燃料となる石炭や原料となる良質な粘土が豊富にあったことによる⁽¹⁾。さらに、こうした自然条件に注目したジョサイア・ウェッジウッド（Josiah Wedgwood）⁽²⁾によって生産規模を拡大すべく原料や製品の輸送手段の充実が図られた。1777年に完成したグランド・トランク運河によって「陶業地」の商業的重要性は飛躍的に高まり⁽³⁾、労働人口は増加し⁽⁴⁾、完成した製品は仲買人を通じて販売され⁽⁵⁾、「陶業地」は国内・国外両市場において圧倒的な優位性を獲得した。

(1) *Appendix to the Second Report of Children's Employment Commission*, 1842, Part 1. C1.

(2) ウェッジウッドについては、*Reilly R., Josiah Wedgwood, 1730-95*, London, 1992. をはじめとして多数の伝記がある。

(3) *First Report of Children's Employment Commission*, 1863, p.xiv.

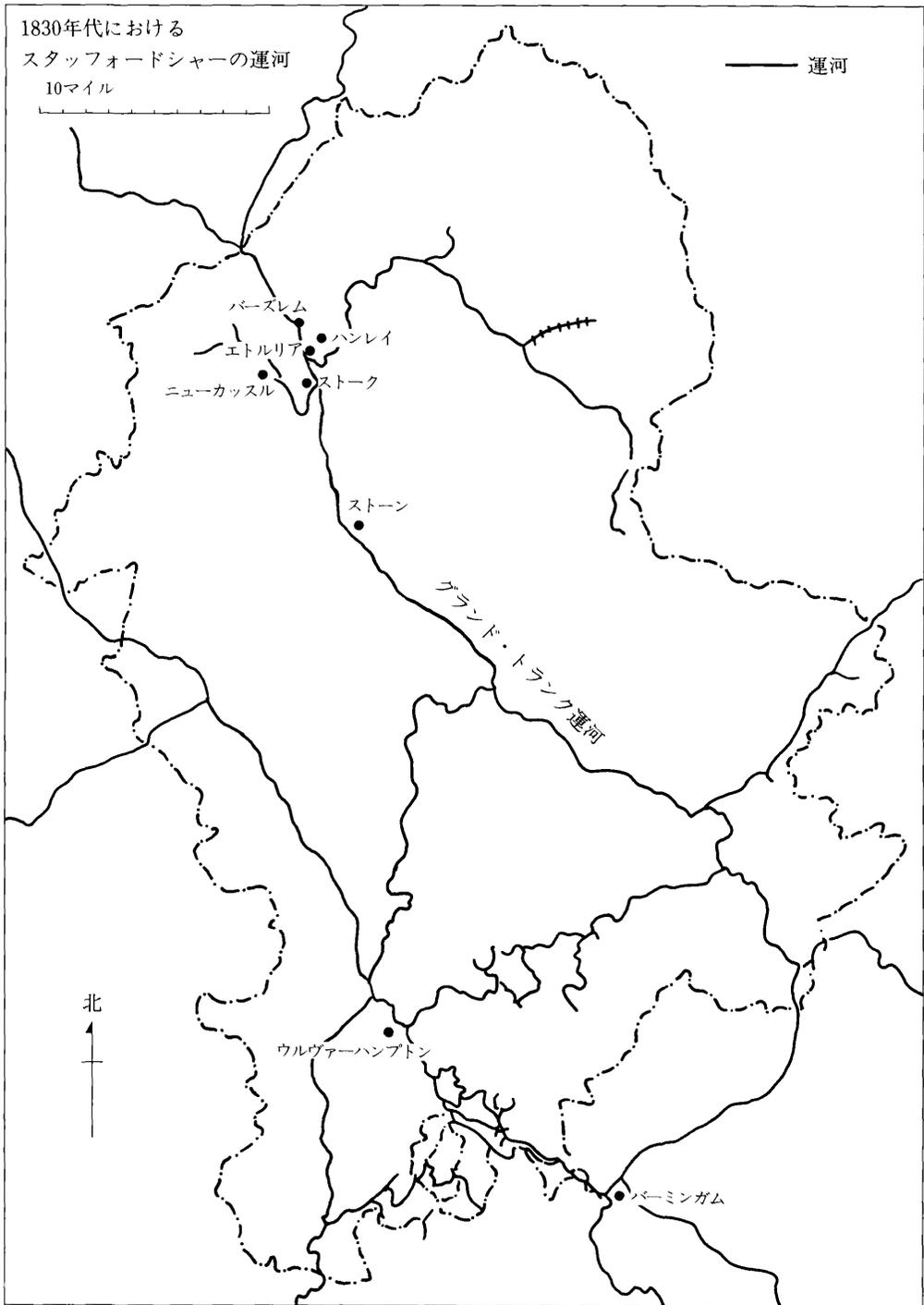
(4) Whipp, R., *Patterns of Labour*, London, 1990, p.18.

(5) Weatherill, L., 'The Business of Middleman in the English Pottery Industry before 1780,' *Business History*, Vol.XXVIII, July 1986.

(6) *Ibid.*, p.19.

(7) *Ibid.*, p.21.

(図1)



M.W. Grenslade and J.G. Jenkins ed, [1967], p.286.より作成

本稿の目的は、これまで十分には解明されていないヴィクトリア期当該製陶業における労働組合の実態とその特徴を明らかにし、イギリス労働史に位置づけんとするものである。

第1章 研究史

まず、製陶業における労働組合について、研究史を概観しておこう。ウォーバートン (W.H. Warburton) の通史は、現在でも製陶業の研究において頻繁に引用される古典的研究である⁽⁸⁾。彼の研究はその出版年の制約により20世紀初めまでしか扱ってはいないが、18世紀においては紛争のたびごとに一時的に形成されただけであった陶工の組合が、団結禁止法の撤廃により初めて恒常的な組合の成立をみた1824年以降における陶工組合の組織と重要な事件を詳細に描いている。

ウォーバートンによる労働組合史研究が扱った20世紀初頭以降、現在の製陶業における労働組合である陶磁器組合連合 (Ceramic and Allied Trade Union) の成立までを扱ったのはバーチルとロス (F. Burachill and R. Ross) の研究である⁽⁹⁾。この研究は基本的に前述のウォーバートンの研究の延長上にある陶工組合史研究である。

さらに、ウィップ (R. Whipp)⁽¹⁰⁾ とデュプリー (M. Dupree)⁽¹¹⁾ は、製陶業とコミュニティーとの関連という点から研究を行なった。1830年代における労働組合の活動とコミュニティーとの関連や、チャーティズムとコミュニティーとの関連について研究したファイソン (G. Fyson)⁽¹²⁾ も、同様の関

(8) Warburton, W.H., *The History of Trade Union Organization in the North Staffordshire Potteries*, London, 1931.

(9) Burchill, F., and Ross, R., *A History of the Potters' Union*, Hanley, 1977.

(10) Whipp, R., "'The Art of Good Management': Managerial Control of Work in the British Pottery Industry 1900-1925', *International Review of Social History*, Vol.XXIX 1984.; do., "'The Stamp of Fertility': The Staffordshire Potters and Trade Unionism', in Harrison, R., and Zeitlin, J., eds., *Divisions of Labour: Studies of Craft Unionism 1850-1914*, Sussex, 1985.; do., 'Labour Markets and Communities: An Historical View', *Sociological Review*, Vol.33, 1985.; do., 'Women and the Social Organization of Work', *Midland History*, Vol.XII, 1987.; do., 'A. Time to Every Purpose: An Essay on Time and Work', in Joyce, P. ed., *The Historical Meanings of Work*, Cambridge U.P., 1987.; do., 'Work and Social Consciousness: The British Potters in the Early Twentieth Century', *Past and Present*, Number 119, 1988.; do., 'Kinship, Labour and Enterprise: Staffordshire Pottery Industry, 1890-1920', in Hudson, P. and Lee, W.R. eds., *Women's Work and the Family Economy in Historical Perspective*, Manchester U.P., 1990.; do., *Pattens of Labour*, London and New York, 1990.

(11) Dupree, M.W., *Family Structure in the Staffordshire Potteries 1840-1880*. Oxford U.P., 1995.

(12) Fyson, G., 'The Crisis of 1842: Chartism, the Colliers' Strike and the Outbreak in the Potteries', in Epstein, J. and Thompson, D., eds., *The Chartist Experiences: Studies in Working-Class Radicalism and Culture 1830-60*, London and Basingstoke, 1982.; do., 'Unionism, Class and Community in the 1830s: Aspects of the National Union of Operative Potters', in Rule, J., *British Trade Unionism 1780-1850 - The Formative Years-*, London, 1988.

心からの研究である。コミュニティーの観点を導入することによって、労働組合史研究はより広い視野を得ることになった。

ウィップの研究は19世紀末から20世紀にかけての研究であるが、その特徴は、製陶業における女性の役割に注目したという点である。製陶業はイングランドの産業の中でも女性労働の占める割合が多い産業として挙げられていたが、ウィップは19世紀末からの女性労働の増加に注目し、女性の製陶業内において果たした役割の大きさを指摘した。従来、女性はフェミニスト歴史家たちによって男性の作り上げた秩序内に従属させられてきたとされていたが、このような受け身の女性像は実態と異なると主張され、女性たちはコミュニティー内で活発な活動を繰り広げており、さらに、そうした女性たちの持っていたネットワークは、コミュニティーを通じて仕事場にも影響を及ぼし、その動向は労働組合の活動方向を左右するものであったことが明らかにされたのである。

デュブリーは、ウィップの研究した時代に先行する19世紀中期を扱い、家族の役割に焦点を当てながら、ウィップ同様に様々なネットワークがコミュニティーにおいて大きな役割を果たしていたことを検証した。とりわけその研究において強調されているのは、女性たちのネットワークが、家族のネットワークを通じて労働者の自助的な福祉の充実に大きな役割を果たしたという点であった。さらに、家族を通じた福祉活動は、労働組合や地域の病院、慈善団体、救貧法との連動によって重要性を増したのであった。

本稿は、検討の対象を、19世紀初頭に成立した最初の包括的陶工組合である陶工全国組合 (National Union of Operative Potters, NUOP) と、20世紀初頭に再び合同を達成した製陶労働者全国組合 (National Union of Pottery Workers, NUPW) とに挟まれた、いわゆる1840年代・50年代の「移民期」と1860年代・70年代の「仲裁調停期」の陶工諸組合の活動におく。そのさい、陶工組合の活動をコミュニティーの観点を加えて検討する。そうすることによって、ウェブ夫妻 (S. & B. Webb)⁽¹³⁾ によって提起され、コール (G.D.H. Cole)⁽¹⁴⁾ によって修正された「新型組合」が、製陶業においてはなぜ成立しなかったのかということが明らかになると思われるからである。

第2章 1830年代におけるストライキと陶工全国組合の崩壊

1824年の団結禁止法撤廃後に成立した陶工組合は一時的な組合であり、紛争後まもなく消滅した。その後は1830年まで組合は不在であった。1830年、全国労働保護協会 (National Association for the Protection of Labour, NAPL) のジョン・ドハティー (John Doherty) は、当時地方的組合の力

(13) Webb, S. & B., *The History of Trade Unionism*, 1920. Chap.4. (飯田・高橋訳『労働組合運動の歴史(上)(下)』日本労働協会 1973年 上巻第4章)

(14) Cole, G.D.H., 'Some Notes on British Trade Unionism in the Third Quarter of the Nineteenth Century', *International Review for Social History*, Vol.II, 1937.

を結集し、その力によって労働者の要求を勝ち取るべく運動を展開していた。かくして1831年、ド
ハティーの影響の下、陶工全国組合が成立した。⁽¹⁵⁾

陶工全国組合は、製陶業の労働組合史上、画期的な組合であった。この組合は、それまでの組合
と異なり、製陶業地におけるほとんどの製陶工程を包摂するものであったのみならず、その他の地
域の陶工にも影響を与えた強力な組合だったからである。陶工全国組合は、9工程から構成され、
1工程がそれぞれ6つの支部を有していたので、全部で54の支部(Lodge)から成っていた。それ
らの支部は、運営委員会(Board of Management)のもとにまとめられており、役員として、総議
長(Grand President)、会計(Treasurer)、複数の書記(Secretary)、複数の監査役(Auditor)が運営
にあっていた。各支部にもそれぞれ議長と書記がいたが、支部ごとの自律性はほとんどなかった。
組合の統制機能は、基金(Fund)の管理を含めて、中央の運営委員会が行なっていたからである。⁽¹⁶⁾
その意味で、この組合は製陶業における初めての中央集権的組合であるといえる。

陶工全国組合は、1833年8月5日から3日間にわたり、2回目の年次大会を開催した。この大会に
は「陶業地」はもちろん、それ以外のプリストル(Bristol)、スウォンズィー(Swansea)、ニュー
カッスル＝オン＝タイン(Newcastle-on-Tyne)の各支部の代表をはじめ、ウースターシャー
(Worcestershire)、ダービーシャー(Derbyshire)、ヨークシャー(Yorkshire)からも代表が出席し
た。この時期の組合員数はスタッフォードシャー北部に約6000人、その他の地域に約2000人、合計
8000人ほどであった。この組合員数は、当時の他産業の組合と比べてもかなり大規模なものであ
った。⁽¹⁷⁾

陶工全国組合は、製陶業者会議所(Chamber of Pottery Manufacturers)との間で、労働条件の交
渉を行なうために合同委員会を開き、その成果として陶製品の販売価格表(Selling-Price List)お
よび出来高賃金表が作成された。こうして、これまでは製陶業者の裁量や慣習といったものによ
って左右されてきた領域が、明確に成文化されたのであった。製陶業者たちにこうしたことを同意さ
せることが出来た点に、陶工全国組合の強力な影響力を見ることが出来るのである。⁽¹⁸⁾

1833年に、ニュー・ラナーク(New Lanark)のロバート・オーエン(R. Owen)が「陶業地」を
訪れ、労働者たちの間に生産協同組合の精神を鼓舞した。彼は、自らの原則を推し進めるためにあ
らゆる手段を用い、陶工組合の最も活動的な組合員が、彼の支持者になると考えていた。オーエン
の考え方に同調した者たちは、1834年に製造に関する1つの試みを行なった。1つの工場がパーズ
レムにおいて1年リースで賃貸され、資金を集めた7人の労働者たちが、年間リース料の支払いを

(15) Burchill & Ross, *op. cit.*, p.59.

(16) *Ibid.*, pp.59-60.

(17) *Ibid.*, p.60.

(18) *Ibid.*, pp.60-61. 陶工全国組合の活動については、武居良明『イギリスの地域と社会』御茶の水書
房 1900年の第6章が仲裁制度との関連で詳細に述べている。

行なった。800ポンドにのぼる資本は、組合の一般基金から融通され、最も活動的な2人の組合員が経営に当たった。しかし、この試みは失敗し、資本は完全に失われた。全ての人々は絶望したが、リースに関わっていた人々はむしろ、全ての責任から解放されたことを喜んだ。⁽¹⁹⁾

こうして、一時期成功するかに見えた「陶業地」におけるオーエンの試みは、結局失敗に終わった。その背景として、陶工たちのなかにはオーエンの社会主義的な考えに強く反対する者たちが少なくなかったため、オーエンの生産協同組合思想が「陶業地」に完全に浸透するにはいたらなかったということを指摘できる。「陶業地」には敬虔なメソヂスト (Methodist) が多く⁽²⁰⁾、彼らにとってオーエンの社会主義的な考え方は、神をないがしろにするものと映ったのである。⁽²¹⁾

1834年11月、バーズレムおよびタンストールにおいて、10の工場の陶工たちが賃金引き上げを求めてストライキを行なった。要求された賃金引き上げ率は、平均して賃金の35%であった。ストライキが10週間続いた後、関係する製陶業者は、「陶業地」全体の製陶業者たちと協議を行ない、取るべき方向について助言を求めた。この会合は、一定の範囲の賃上げを認めるべきであるという決定を下し、継続中の争議に関係しない5人の製陶業者を委員に任命して、賃金を規定する製品価格リストを作成させた。この調整は陶工たちの同意なしで行なわれたが、委員会のメンバーの多くは製陶業界の中で最も尊敬されている者たちであり、最も高額な賃金を支払っていることで知られていたため、陶工たちの間からは全く不満は聞かれなかった。そのため、当該価格リストはストライキ中の労働者たちにも受け入れられると考えられた。しかし、それはただちに間違いだということが判明した。陶工たちは、修正されたリストを拒絶し、要求の貫徹を主張し、ストライキは続行された。そして3月1日、すなわち15週間のストライキの後、親方たちは労働者たちの要求に屈し、工場はようやく再開されたのである。⁽²²⁾

1836年に陶工全国組合は、さらに長期にわたって問題になってきた「窯出し後払い制度 (Good-from-Oven)」と「年雇制度 (Annual Hiring)」の撤廃を要求した。しかし、先のストライキ敗北後に組織を強化した製陶業者側は、この要求を拒絶したため、陶工たちは再びストライキに入った。⁽²³⁾ このストライキは、64の工場に及び、ストライキに入った労働者数は1万5660人を数えた。当時「陶業地」には130の工場があり、2万100人が雇用されていたことから、工場の約半数、労働者の

(19) *Journal of the Statistical Society of London*, 1839, p.38.

(20) Dupree, *op. cit.*, p.281.

(21) Fyson, G., *Unionism, Class and Community in the 1830s: Aspects of the National Union of Operative Potters*, in Rule, J., eds., *op. cit.*, 1988, p. 204. さらに、オーエンの社会主義は、一種の宗教運動であったとする見解もある。この点については、Gareth Stedman Jones, 'Utopian Socialism Reconsidered', in Samuel, R., ed., *People's History and Socialist Theory* (History Workshop Series), 1981. を参照。

(22) *Journal of the Statistical Society of London*, 1839, pp.39-40.

(23) Burchill & Ross, *op. cit.*, pp.60-65.

約4分の3がストライキに加わっていたことになり、大規模なストライキであったことが知られる。これに対して製陶業者側もロックアウトで応じたため、事態は全面対決の様相を呈し、紛争は長期化⁽²⁴⁾した。

ストライキの間、組合基金からの給付金支払いは全く不規則で、家族もちの男性労働者でも平均5～6シリングを超えることはなかった。他方、女性や子供は、労働人口の大きな割合を占めていたにもかかわらず、給付金の支払いはなされなかった。全国の労働者たちに対してあらゆるアピールが行なわれ、シェフィールドの他の諸組合などからも援助がなされた。さらに、その他の労働者たちの資金援助努力も献身的に行なわれた。ストライキ終結の数日前、かなりの数の個人（それは200人にのぼると言われている）が、一斉に彼らの腕時計や衣服のうち自由に使えるものを質入れし、基金に援助した。「陶業地」の貯蓄銀行（Saving Bank）に預金していた労働者たちの多くは、それを引き出し、自分たちの必要に応じて、あるいは組合を援助するために用いた。いくつかの友愛組合（Friendly Society）の会員は、ストライキに関係していたが、彼らは蓄えた基金の全部あるいは多くの部分を融通した。余裕のある労働者たちが、当該組合を援助するためにその財産証書（Property Bond）を譲渡した例もみられた。陶工たちによって組合に対して融通されたり取り立て要求を見合わせたりされた金額は、2563ポンドにのぼった。これに他の諸組合に負っていた総額3275ポンドを加えると、総額は5838ポンドにのぼった⁽²⁵⁾。

しかし、こうした献身的な援助も空しく、1837年1月28日、すなわちストライキから10週間後に、陶工たちは敗北した。彼らは、いかなる目的をも達成できずに仕事に復帰した。「年雇制度」は維持され、「窯出し後払い」制度も継続された。ストライキによって製陶業がこうむった損害は大きく、「陶業地」がこれまでにうけた全ての損害を上回っていた。陶工全国組合は、大きな打撃を被り、莫大な負債を抱え、機能不全に陥った。陶工全国組合は、ストライキのために、シェフィールドの他の諸組合やロンドンの諸組合から莫大な資金の借入れを行なっていたからである。そして、これらの諸組合は、援助資金の返済を要求したのであった。

陶工全国組合が崩壊した後は、生き残った各地および各工程の陶工組合が自律的に活動するという状況になった。陶工全国組合が抱えた負債は、総額3383ポンドにのぼる莫大なものであった。シェフィールドの諸組合からの負債が2193ポンド、ロンドンの諸組合からのそれが800ポンド、さらにその他から390ポンドであった。これらの負債の返還について話し合うために集会が開かれ、様々な委員会がつくられ、総書記（General Secretary）と財務書記（Financial Secretary）が任命された。こうして、ストライキが残した債務の返還努力が続けられることになったのである⁽²⁶⁾。

以上のようなストライキによる敗北という経験は、その後のヴィクトリア期における陶工組合の

(24) *Journal of the Statistical Society of London*, 1839, p.43.

(25) *Ibid.*, pp.43-44.

(26) Burchill & Ross, *op. cit.*, pp.60-65.; Warburton, *op. cit.*, pp.102-103.

行動を大きく規定することになった。陶工組合は、全面的ストライキに頼る危険性を認識し、それに代わる政策を打ち出すようになるのである。さらに、ストライキ終結直前における陶工たちの組合に対する支援行為から、労働組合がコミュニティーの強力な支持によって成立していたことが窺える。人々は、自らの財をなげうってまで労働組合を援助しようとしたのである。このような背景を有していたからこそ、陶工全国組合は強力な組合たりえたのである。このようなコミュニティーの裏付けのない活動は、ロバート・オーエンの「陶業地」における失敗に見られるように、長続きすることはなかった。コミュニティーの外部から持ち込まれた社会主義的な構想は、「陶業地」における非国教徒的伝統と相容れなかったのである。

第3章 ヴィクトリア期における陶工組合

第1節「移民期」における陶工組合

陶工全国組合が機能を停止した後、1843年9月6日に、陶工組合連合 (United Branches of Operative Potters' Society, UBOPS) が成立した。陶工組合連合は、その名が示すように、支部組合の連合体であった。陶工組合連合は、統制機能をもつ委員会 (Governing Committee) によって運営されており、それは構成組合支部からの代表者たちから成っていたが、その権限は非常に限定されたものであった。陶工組合連合は、各組合の協調をはかるための調整機関であり、この点で陶工全国組合とは異なっていた。参加諸組合は、自らの問題に対する最終的な方針を自ら決定する自律性を保持していた。それにはストライキを行なうか否かといったことを決定する権限も含まれていた。またそれら参加組合は、自らの裁量で諸費の徴収を行ない、組合費も独自に決定していたのであり、こうした点も陶工組合連合が陶工全国組合と異なっていた点であった。

陶工組合連合に参加した組合は、粘土液工 (Slipman)、轆轤工 (Turner)、皿を生産するフラット＝プレッサー (Flat-Presser)、花瓶などを生産するホローウェア＝プレッサー (Hollow-ware Presser)、プリント工、梱包工 といった工程の組合であった。窯工 (Ovenman) や轆轤工の一種であるが異なった種類の製品を製造するスローアー (Thrower) といった工程の組合は参加していなかった。これら2つの組合は、相互に協力しながら独自の活動を行っていた。従って、陶工組合連合は参加者数についても陶工全国組合より小規模であり、陶工全国組合が8000人の組合員を有したのに対し、新しい組合は最盛期でも2000人を数える程度であった。⁽²⁷⁾

陶工組合連合が、機関紙『ポッターズ・エグザミナー』 (*Potters' Examiner and Workman's Advocate*) 紙を有していたという点は、陶工全国組合にはない特徴であった。同紙は、陶工組合連合が成立して間もない1843年12月2日に、第1号が発行された。⁽²⁸⁾ それは陶工組合連合の運動家ウ

(27) Warburton, *ibid.*, pp.11-12.

(28) *Potters' Examiner*, 2 December, 1843.

イリアム・エヴァンズ (William Evans) によって編集された。1816年に生まれたエヴァンズは陶工全国組合がストライキを行っていた1836年に、徒弟修業を終え研磨工 (Gilder) と呼ばれる陶工になったが、「陶業地」において陶工としての職を得ることができなかつたため、1838年に生まれ故郷のウースターシャーに戻った。しかし、その後再び、「陶業地」に戻り、1843年の陶工組合連合の設立に貢献したのである。『ポッターズ・エグザミナー』紙は、1844年において約2000部の発行部数をもっており、それは陶工組合連合の構成組合員の数とほぼ同数で、陶工組合連合の機関紙といえるものであった。⁽²⁹⁾

『ポッターズ・エグザミナー』紙は、陶工のかかえる様々な問題について、その改善のために論陣を張った。具体的には、賃金から必要経費分が差し引かれる「控除制度 (Allowance System)」の撤廃、「窯出し後払い制度」の撤廃、「年雇制度」の撤廃、徒弟制限による陶工の賃金上昇を主張した。陶工組合連合の政策の基調は、反ストライキ政策であった。そうした政策は、1836年から1837年のストライキによって機能不全に陥った陶工全国組合の苦い経験を教訓としたものであった。当時、陶工組合連合は、依然として陶工全国組合に対する債権者であるシェフィールドの諸組合などからその負債の返還を求められており、その返還のために参加組合の組合員から献金を集めていた。この負担は発足したばかりの陶工組合連合には大きな負担となっており、こうしたリスクを負う可能性のあるストライキを行わずに要求を実現する道を模索していたのである。⁽³⁰⁾

しかし、その要求は実現しなかつた。「控除制度」について言えば、陶工組合連合は一貫してこれに反対し続け、その撤廃に努めたが、その要求を実現させることは出来なかつたし、また「窯出し後払い制度」の撤廃や「年雇制度」の撤廃についても同様であった。かくして、反ストライキ政策下の陶工組合連合は、賃上げのために徒弟制限政策をとった。陶工組合連合は、陶工たちの賃金を上昇させるためには、陶工の希少性を実現することが最も効果的だと考え、徒弟制限を行なうことによって、陶工全体の数を制限しようとしたのである。さらに陶工の希少性を得るため、移民が奨励された。こうした目的で、1844年2月、陶工移民協会 (Potters' Joint Stock Emigration Society) が設立され⁽³¹⁾、『ポッターズ・エグザミナー』紙の編集者エヴァンズがその責任者に任じられた⁽³²⁾。陶工移民協会は、移民場所はどこでもよいとしながらも、集団的な移民先として、ニュージーランドやオーストラリアを最善の場所とは考えず、最終的にアメリカに設定し、土地購入のために5000ポンドの基金を設立した。また、『ポッターズ・エグザミナー』紙上にも、移民をアピールする広告が掲

(29) Burchill & Ross, *op. cit.*, pp.82-84. 『ポッターズ・エグザミナー』紙は、週1回発行され、販売価格は1ペニーであった。広告スペースは10行あたり5ポンドであり、それを越える分については1行あたり4ペンスであった。 *Ibid.*, p.84.

(30) Warburton, *op. cit.*, p.85.

(31) *Potters' Examiner*, 10 February, 1844.

(32) Burchill & Ross, *op. cit.*, p.85.

載された。⁽³³⁾エヴァンズは、この移民政策によって「陶業地」の失業者の約半数が救われ、そのことが「陶業地」に残った陶工たちの賃金を上昇させるのに役立つと確信していた。⁽³⁴⁾

計画では、移民協会が10年間の投資によって1万2000エーカー程度の土地を購入し、それをイングランドの陶工とその家族に移民協会の発行する株を購入させることで配分し、彼らを定住させるというものであった。⁽³⁵⁾移民政策の推進に伴い、陶工組合連合は移民政策推進団体という性格を強め、その機関紙『ポッターズ・エグザミナー』も移民協会の機関紙となり、『ポッターズ・エグザミナー・アンド・エミグラント・アドヴォケイト』(*Potters' Examiner and Emigrant's Advocate*)と名称を変更した。移民協会は、アメリカのウィスコンシンに土地を購入し、政策の推進に努めた。⁽³⁶⁾すでに1845年末までには資金準備を整え、移民協会の役員がアメリカへ派遣された上で決定された定住地であった。その定住地は、ポッター村 (Pottersville) と命名された。⁽³⁷⁾

移民者は、陶工としてではなく、農業移民としてアメリカへ渡った。『ポッターズ・エグザミナー』紙は、こうした移民を、ストライキに代わる賃金引き上げおよび労働条件改善策として奨励し、一部の陶工たちも土地取得願望を満たすことができるという理由からこれに応じ、移民政策は有効に実施された。土地取得に基づいた陶工の移民政策は、チャーティストの指導者ファーガス・オコナー (Feargus O'Connor) によって愛国的な行為ではないとして批判されたが、移民協会のエヴァンズは、国に留まって飢えることは正気の行いではないとしてこれに反論し、移民政策の遂行を中止することなく続行した。⁽³⁸⁾エヴァンズは、以前はチャーティストであったものの、1842年以降運動から身を引き、以後は運動に対する歯に衣させぬ反対者となっていた。⁽³⁹⁾

この結果、陶工組合連合は、連合結成後の最初の2年間にすべての組合員の賃金を週あたり7.5%上昇させることに成功するなど一定の成果を上げたが、資金調達の問題や、製陶業の景気後退による参加組合自体の衰退の影響を受けて、移民協会はしだいに衰えていった。1848年にいたって、移民協会は会員資格を製陶業に限らずすべての産業へと拡大したが、それは、陶工たちの間における影響力の低下を示すものであった。移民協会は、1849年から1850年にかけて1名の移民周旋人 (Agent) をイングランドへ帰国させ、移民の効用を説いて各地を巡回させ移民政策の有効性を主

(33) *Potters' Examiner*, 13 April, 1844.

(34) *Ibid.*, 3 February, 1844.

(35) *Ibid.*, 22 June, 1844.

(36) Burchill & Ross, *op. cit.*, pp.85-98.

(37) 松村高夫「ヴィクトリア期イングランドの労働組合による移民」『経済研究』一橋大学経済研究所編 岩波書店発行 第37巻第1号 1986年1月, 4頁

(38) 同 pp.4-5

(39) Fyson, R., *The Crisis of 1842: Chartism, the Colliers' Strike and Outbreak in the Potteries*, in J. Epstein and D. Thompson eds., *The Chartist Experiences: Studies in Working-Class Radicalism and Culture, 1830-60*, London and Basingstoke, 1982, p.214.

張し続けたが、影響力の低下はいかんともしがたく、やがて移民政策の失敗が明らかとなった。⁽⁴⁰⁾これに伴い、移民協会の母体であった陶工組合連合も、参加組合の弱体化や消滅によって衰退し、1850年には自然消滅した。その結果、再び各工程の組合支部が自律的に活動する状態となったのである。⁽⁴¹⁾

以上みたように、移民政策は当初の目的を達成することはできなかった。その第1の理由としては、政策を遂行していた陶工組合連合の影響力が全工程に及ぶものではなく、部分的であり、緩やかな連合体に留まっていたことがあげられる。第2の理由としては、移民政策が陶業地コミュニティの性質に合致するものではなかったことがあげられよう。「陶業地」は、デュプリーの研究によって実証されたように、「陶業地」の出身者同士が結婚し、「陶業地」でともに働くという「同質的」な性格を有していた。⁽⁴²⁾そのような土地柄の陶工たちにとって、コミュニティ内のネットワークを離れ、しかも陶工としてではなく農民として未知の土地へ渡るということは容易に受け入れられる選択肢ではなかったのである。

第2節「仲裁調停期」の陶工組合

(1) 仲裁調停委員会の成立

「移民期」に成立した陶工組合連合が消滅した後、陶工諸組合の統合はなされず、連合成立以前のように個々の工程組合が独自に活動することとなった。諸組合は、労働上の不満に対してストライキや怠業で闘ったので、製陶業における緊張は高まっていた。こうしたストライキや怠業は、もちろん1830年におけるような全面的なものではなく小規模なものであり、その要求も個々の工程組合の要求に留まるものであったが、製陶業者側もなんらかの解決方法を模索しなければならなかった。そうした状況を背景に、製陶業者たちは、自分たちの組織である商業会議所 (Chamber of Commerce) を強化するとともに、1850年の末からフラット=プレッサーをはじめとする有力工程組合の代表者たちと非公式に会議を重ねた。⁽⁴³⁾

その結果、雇用契約書 (Hiring Paper) の中に仲裁条項が規定された。それは紛争が起こった時、製陶業者と陶工たちの双方から3名ずつの委員を任命し、かつ彼ら双方の合意のもと1名の仲裁人を任命して仲裁を行なうというものであり、この規定は1852年から実施された。⁽⁴⁴⁾

(40) 松村前掲論文、5頁

(41) Burchill & Ross, *op. cit.*, pp.85-98.; Warburton, *op. cit.*, p.133.

(42) Dupree, *op. cit.*, p.87, p.88, p.89, p.91, p.129, p.130における各表参照。

(43) Warburton, *op. cit.*, p.150. 製陶業における仲裁調停委員会制度成立史に関しては、武居前掲書の第6章が詳細である。本稿の記述もこれに従っている。なお、同著は製陶業のみではなく、他産業における仲裁調停委員会制度との比較も行なっている。

(44) *Eleventh and Final Report from the Royal Commission on Trade Unions*, 1869, p.334.

この規定によって、「年雇制度」のもとでのストライキは全面的に回避することができるようになったが、製陶業において陶工側が長年にわたって廃止を要求してきた「年雇制度」そのものや「窯出し後払い制度」の廃止は実現されなかった。そういう意味で、陶工たちがより包括的な制度を要求する余地を残していた。それは、1866年11月に始まった年雇制度撤廃運動として現われた。年雇制度の撤廃を目指すホローウェア＝プレッサー、フラット＝プレッサー、梱包工の各組合はそのための合同委員会をつくり、窯工たちの組合は彼らを支援した。そして、同年11月21日に行なわれた製陶業者たちと陶工諸組合の代表との話し合いの結果、同制度は撤廃された。そして、これに伴って、仲裁条項も廃止された。

陶工たちはさらに、紛争解決のためのより本格的な仲裁調停制度の確立を目指した。そうした動きは、1867年の末から活発化した。彼らは、諸組合を通じて陶業地商業会議所会頭 (Chairman of the Potteries Chamber of Commerce) のホリンズ (M.D. Hollins) に申し入れ、彼の働きかけを通じて製陶業者側と折衝を行なった。当時すでにノッティンガムの靴下編工業において仲裁調停委員会制度が順調に運営されており、陶工たちはこれと同様の制度を製陶業においても設立することを求めたのである。⁽⁴⁵⁾ この運動は成功し、1868年7月、製陶業においても本格的な仲裁調停委員会制度が確立された。

(2) 各工程における労働組合

この仲裁調停委員会制度の成立時における陶工組合には以下のようなものがあった。各工程の組合は、後述する合同の成立・不成立の問題を解く鍵の一つであるから、煩をいとわず詳述することしよう。

(a) 粘土液工程 (Slip House Department)

この工程は、後続の工程において使用される粘土を製造する工程である。この工程においては合同粘土液工組合 (United Slipmakers' Trade Association) が存在していた。この組合は、1871年の労働組合法 (Trade Union Act) により登録されていた。組合員数は明らかではないが、4つの支部をもっていた。それらは、タンストール、バーズレム、ハンレイ、ロングトンの4支部である。⁽⁴⁶⁾ この工程における熟練工の賃金は、1877年において週24～30シリングであった。また、賃金は時間給であったが、1856年に新機械の導入が行なわれてからは、多くの陶工の賃金は出来高払いで支払われることになった。⁽⁴⁷⁾

(b) 轆轤工程 (Potting Shops Department)

この工程は、粘土を用いて製品の形を作る工程である。この工程には、以下のようにいくつかの

(45) Warburton, *op. cit.*, p.150.

(46) *Ibid.*, 19 April, 1873.

(47) Warburton, *op. cit.*, p.245.

組合の存在が確認できる。

轆轤工は、轆轤工組合 (Operative Earthenware and China Turners' Society) を結成していた。この組合は1872年～75年に TUC (Trades Union Congress, 労働組合会議) へウィリアム・オーエン (William Owen) を代表として送っていた⁽⁴⁸⁾。その間における組合員数は、200人であった。組合費については不明であるが、共済給付については、失業給付、ストライキ給付、葬儀給付の3種類があった。なお、この工程の熟練工の賃金も出来高払いで1877年において週33～42シリングであった⁽⁴⁹⁾。

轆轤工の一種であるスローアーの組合 (Throwers' Society) は、ハンレイに中央本部 (Central Branch) をもって活動していた⁽⁵⁰⁾。なお、この工程の熟練工の賃金は、出来高払いで、1877年において週33～42シリングであった⁽⁵¹⁾。

花瓶などを製造するホローウェア＝プレッサーは、1863年にホローウェア＝プレッサー合同組合 (Amalgamated Society of Hollow-Ware Pressers) を結成していた。同組合は、1名の議長、1名の会計、1名の書記を有し、組合員数は1868年において800人であった。組合費は週3ペンスであり、救済給付機能としては、失業給付 (Out of Work Benefits) とストライキ給付 (Strike Pay) があった⁽⁵²⁾。同組合は、1870年～72年にかけて組織改変を行ない、その結果、組合費は1シリングとなり、救済給付機能は、疾病給付 (Sick Benefits)、葬儀給付 (Funeral Benefits)、失職給付 (No-Situation Benefits)、傷害給付 (Victimisation Benefits)、ロックアウト給付 (Lock-Out Benefits)、ストライキ給付と豊富なものとなった。また、組織改変以来、支部の数も7つになった⁽⁵³⁾。組織改変後の組合員数は、1873年には1400人を数えたが、1874年には800人に減少し、1875年には700人、1876年から1880年までは600人、1881年には700人であった。組織改変後の書記はチャールズ・ブローア (Charles Bloor) がつとめており、彼はこの組合を代表して TUC に出席していた。また、この組合の熟練工賃金も出来高払いで、1877年に週28シリングであった。

皿を製造するフラット＝プレッサーは、スタッフォードシャー陶業地フラット＝プレッサー組合 (Staffordshire Potteries Operative Flat-Pressers' Society) を結成していた。この組合の動向も、上述のホローウェア＝プレッサーの組合と同様であった。1870年～72年の組織改変によって組合費は週3ペンスから週1シリングに引き上げられ、共済給付機能も疾病給付、葬儀給付、失職給付、

(48) *Report of Proceedings of the Annual Trades Union Congress, 1872-75.*

(49) Warburton, *op. cit.*, p.244.

(50) *Potteries Examiner*, 10 May, 1873.

(51) Warburton, *op. cit.*, p.244.

(52) *Eleventh and Final Report from the Royal Commission on Trade Unions, 1869*, pp.58-59.

(53) *Potteries Examiner*, 21 June, 1873.

(54) *Report of Proceedings of the Annual Trades Union Congress, 1873-81.*

失業給付、傷害給付、ロックアウト給付、ストライキ給付の各種を備えたものとなった。⁽⁵⁵⁾ 組合員数は、1873年において500人であった。また、この組合は、1873年のTUCにトマス・リズ (Thomas Lyth) を代表として参加させていた。⁽⁵⁶⁾ この工程の熟練工の賃金も出来高払いで、1877年において週28シリングであった。⁽⁵⁷⁾

(c) 焼成工程 (Firing Department)

この工程は、粘土で作られた製品を窯で焼く工程である。この工程の合同窯工組合 (United Ovenmen, Dippers, Saggar Makers, and Kilnmen's Labour Protection Association) は1860年に成立した。この組合には、パーズレム⁽⁵⁸⁾支部、タンストール支部、ハンレイ支部、ストーク支部、フェントン⁽⁵⁹⁾支部、および、コブリッジ⁽⁶⁰⁾支部の6つの支部が存在した。さらにこの組合は、疾病・埋葬組合 (Sick and Burial Society) を有しており、組合員のための共済活動に取り組んでいた。⁽⁶¹⁾ また、時折夕食会を行なっており、その参加費は1シリング8ペンスであった。⁽⁶²⁾

この組合の熟練工の賃金は、1877年において週26シリング6ペンスであった。時間給であったが、決められた数量以上の製品を扱った場合にはボーナスが支払われた。⁽⁶³⁾

(d) プリント工程 (Printing Department)

この工程は、製品に模様をプリントする工程である。この工程には、プリント工および転写工組合 (Printers and Transferrers' Trade Protection Society) が存在した。同組合の成立は1871年であり、労働組合法により登録されていた。⁽⁶⁴⁾ また、1873年および1874年には、ウィリアム・オルコック (William Alcock) をTUCに代表としておいていた。その際の組合員数は750人であった。⁽⁶⁵⁾ ハンレイ⁽⁶⁶⁾支部、パーズレム⁽⁶⁷⁾支部、タンストール支部、ロングトン支部、フェントン支部、ストーク⁽⁶⁸⁾支部の6つの支部をもち、中央本部 (Central Office) はハンレイにあった。

この工程における熟練工の賃金は、出来高払いで1877年には週24シリングであった。⁽⁶⁹⁾ また、この

(55) Warburton, *op. cit.*, p.244.

(56) *Potteries Examiner*, 15 December, 1873.

(57) *Report of Proceedings of the Annual Trades Union Congress*, 1873.

(58) Warburton, *op. cit.*, p.244.

(59) *Potteries Examiner*, 22 March, 1873.

(60) *Ibid.*, 29 February, 1873.

(61) *Ibid.*, 9 August, 1873.

(62) *Ibid.*, 18 October, 1873.

(63) Warburton, *op. cit.*, p.245.

(64) *Potteries Examiner*, 8 January, 1873.

(65) *Report of Proceedings of the Annual Trades Union Congress*, 1873, 1874.

(66) *Potteries Examiner*, 8 January, 1874.

(67) *Ibid.*, 11 July, 1874.

(68) *Ibid.*, 18 July, 1874.

(69) Warburton, *op. cit.*, p.244.

組合は1873年7月5日に葬儀基金を創設した。そのための支払いは、プリント工が週1シリング、転写工が同2分の1シリングであり、葬儀に際してはプリント工は10ポンド、転写工は5ポンドを受け取るようになっていた。⁽⁷⁰⁾さらに、この組合は、組合員の娯楽のためにコンサートを時折行っており、1873年5月10日のコンサートのチケットは前席 (Front Seat) 1シリング、後席 (Back Seat) 6ペンスであった。⁽⁷¹⁾

(e) 装飾工程 (Decorating Department)

この工程は、製品に絵付けをする工程である。この工程には、装飾工組合 (China and Earthenware Decorators' Association) が存在した。確認されている支部は2つで、ロングトン支部とハンレイ支部である。賃金については明らかになっていない。なお、この組合においては1873年4月2日以降、組合への入会に際して5シリングの入会費が徴収された。⁽⁷²⁾

(f) 梱包工程 (Warehouse Department)

この工程は、出荷のために製品を梱包する工程である。この工程には梱包工組合 (Warehousemen and Clerks' Provident Association) が存在した。支部については、ハンレイ支部の集会がイーグル・イン (Eagle Inn) において行なわれていたことのみが判明している。⁽⁷³⁾この工程における賃金は、時間給で1877年には週24シリングであった。また、この組合は、組合員のためのコンサートをハンレイのタウンホールで時折行っており、その際のチケットは、1シリング6ペンス、1シリング、6ペンスと3種類あった。⁽⁷⁴⁾

以上の諸組合は、「陶業地」の各所に支部をもち、支部ごとにそれぞれ集会所を有していた。これらの集会所は、陶工たちが頻繁に立ち寄るパブやインであり、労働組合がコミュニティーに密着したものであったことが窺える。この特徴は、すべての組合に共通してみられることであった。上にみたようにホローウェア＝プレッサー合同組合をはじめとして、ほとんどの組合は、高額の組合費を徴収し、それに基づく豊富な給付機能を備えて後述の「新型組合」(New Model Union) 化していた。しかし、これらの諸組合には相違点も存在した。ほとんどの工程において賃金は出来高払いで支払われたが、合同粘土液工組合や合同窯工組合、梱包工組合のように時間給によって支払われる工程も存在していた。さらに、ほとんどの組合は男性の熟練工のみによる組合であったが、プリント工および転写工組合のように女性を含む組合も一部存在した。こうした相違は、後に重要な意味を持つことになるのであり、それは、これら諸組合の合同問題に現われた。

(70) *Potteries Examiner*, 5 July, 1873.

(71) *Ibid.*, 10 May, 1873.

(72) *Ibid.*, 5 April, 1873.

(73) *Ibid.*, 4 January, 1873.

(74) *Ibid.*, 22 February, 1873.

(3) 陶工諸組合における合同問題

先に述べたように、確かに仲裁調停委員会制度は成立したが、こうした制度を通じて陶工たちが要求を有効に実現していくには、陶工たちの意見を集約しなければならなかった。この点は、「陶業地」において『ポッターズ・エグザミナー』⁽⁷⁵⁾紙を刊行し陶工の間に大きな影響力をもっていたウィリアム・オーエンによって認識されており、同紙は、労働組合の合同を再三にわたって呼びかけている。また、当時陶工の諸組合がそれぞれ独自に代表を送っていた TUC によっても様々な職業間の協力関係の確立が話し合われており、製陶業においても諸組合の合同という全国的な流れに対応する必要があった。そして、この動きは当時 TUC の議会対策委員会の委員となっていたオーエン⁽⁷⁶⁾によって、陶業地において推進されることになったのである。

1873年2月1日の『ポッターズ・エグザミナー』紙上において、製陶業の労働諸組合に対して、中央評議会結成の呼びかけが行なわれた。同年2月15日には、中央評議会結成についての話し合いが、『ポッターズ・エグザミナー』紙のオフィスにおいて開かれ、粘土液工、轆轤工、フラット＝プレッサー、ホローウェア＝プレッサー、プリント工、転写工、窯工といった主要工程の組合代表が出席し、オーエンが主旨説明を行なった。中央評議会については、原則として当時炭坑夫の組合において成立していたものと同様のものを志向することが提案され、個々の組合は、他の組合に及ぼす影響を考慮せずにストライキに入らないこと、さらに合同がなされた後に争議がおこった場合には、当該工程組合に対して全般的な援助を中央評議会を通じて行なうことが提案された。出席した代表たちは、合同問題についてはまだ十分に検討を行なってはいなかったが、その主旨に対しては賛意を示した。

さらに、評議会に基金を創設することが提案された。基金の問題については、各組合代表者たちの意見が分かれた。その1つは、基金を評議会が管理すべきだとするものであり、もう1つは、基金を各工程組合がそれぞれ管理すべきだとするものであった。議論の後に修正案が出された。それ

(75) 『ポッターズ・エグザミナー』紙は、先の章で述べた陶工連合の組合機関紙『ポッターズ・エグザミナー』紙の役割を引き継ぐ形で、1864年7月27日に発刊された。当時の編集者は、『ポッターズ・エグザミナー』紙の編集者であったエヴァンズであった。その際の発行部数は、『ポッターズ・エグザミナー』紙と同様で約2000部であった。その後、1867年に『ポッターズ・エグザミナー』紙の新しい編集者にウィリアム・オーエンが就任した。(Potteries Examiner, 22 March, 1873.) オーエンは、1844年に「陶業地」に7人兄弟の末っ子として生まれたが、オーエン一家は、モントゴメリーシャーのニュートン (Newton) 出身であった。オーエンは、エヴァンズと同様、若いころから組合運動家として頭角を現わし、彼が『ポッターズ・エグザミナー』紙の編集者に任命された時は23歳であった。(Burchill & Ross, *op. cit.*, p.123.) オーエン編集の『ポッターズ・エグザミナー』紙は、ハンレイのホープ・ストリート58 (Hope street 58) のエグザミナー・オフィス (Examiner Office) で編集され、協同新聞印刷組合 (Co-Operative Newspaper and Printing Society) において印刷されていた。発行は週1回毎土曜日で、1回8ページ、販売価格は1ペンスであった。(Potteries Examiner, 4 January, 1873.)

(76) *Ibid.*, 25 January, 1873.

は、各組合が組合員1人につき月2シリングを拠出しこれを評議会の運営費用にあてるものとし、その残金を基金としてストライキを含む争議の際の費用にあてるというものであった。票決の結果、賛否は同数で結論を出すことができなかつたため、各工程組合はそのことについて、それぞれの組合に持ち帰って検討することとなった。そのため、中央評議会結成のための会議は2週間延期されることになった。⁽⁷⁷⁾

延期された会議は、2月25日に開かれた。そこでは、基金についての提案は否決され、その結果、財政的な部分についての各工程組合の自律性が維持されることになった。しかし評議会は、参加工程組合に対し、評議会が認めた紛争時の行動について援助義務を負わせることができることになった。かくして、評議会の規約を作成するための委員会が、各工程組合から1名の代表者を出して構成されることになった。⁽⁷⁸⁾ その結果、5月3日の同委員会の会議において以下のような規約の草案が採択された。⁽⁷⁹⁾

1. 名称は、陶工連合評議会 (The General Council of the Organised Branches of the Potting Trade) とする。
2. 当評議会の目的は、製陶業における諸工程組合間のより親密な関係を築くこと、共通の諸利益についての全般的な指導を行なうこと、産業的諸権利を獲得するための援助を行なうことにある。
3. 評議会は、各工程組合の代表から構成され、その代表者数は組合員数によるものとする。250名の組合員をもつ組合は1名の、250名から500名の場合は2名の、500名から750名の場合は3名の、750名を越える場合は4名の代表を送るものとする。
4. 運営に必要な全ての費用は、評議会によって代表されたすべての組合員に対する徴収によって賄われるものとする。
5. 評議会は、争議を解決する手段として仲裁の原則を支持するものとする。
6. いかなる組合も、評議会にはかかることなくストライキを行なうことはできないものとする。紛争を解決することができない組合は、それを評議会に持ち込むことができるものとする。評議会は、十分な検討の後に、代表者の3分の2以上の賛成が得られた場合には、関係諸組合に対して争議に対する援助を負わせることが出来るものとする。その場合の徴収額は、各組合の組合員数に関して同額ずつの割合とする。
7. ストライキ中に評議会から当該組合に支払われる額は、男子の場合1人週10シリング、その妻(雇用されていない場合)2シリング、14歳以下のすべての雇用されていない子供に対して、各1シリングとする。
8. 評議会の代表は、四半期ごとに組合員数を報告するものとする。かくして各組合は、評議会に対して援助をうける権利を有するものとする。
9. 評議会は、その運営のために、12月、3月、6月の最終火曜日、および、9月、10月、11月の最初の火曜日に会合をもつものとする。

そして、こうして採択された草案を各組合が検討し、その結果を話し合うために代表を評議会に

(77) *Ibid.*, 15 February, 1873.

(78) *Ibid.*, 1 March, 1873.

(79) *Ibid.*, 10 May, 1873.

送ることが要請された。この草稿について、粘土液工、轆轤工、ホローウェア＝プレッサー、フラット＝プレッサーたちの組合は、すぐに同意の意向を示した。また、プリント工、装飾工、梱包工たちの工程の組合も、やがて支持を表明するに至った。この間評議会は、『ポッターズ・エグザミナー』紙上において、この方法による全国的な陶工の合同が達成されるよう繰り返し訴えた。⁽⁸⁰⁾

(4) 陶工諸組合におけるセクショナリズムの存在

こうした状況のなかで、製陶業における重要組合であった窯工の組合だけは、評議会への参加について態度を保留したままであった。8月には、窯工に対して再び評議会参加への呼びかけが行なわれている。⁽⁸¹⁾しかし、陶工連合評議会の規約の草案が公表されてから約1年後の1874年7月に至っても、窯工の組合は態度を保留したままであった。そして、その姿勢はその後も続いた。⁽⁸²⁾

それでは、なぜ窯工の組合はこうした頑なな態度を示したのであろうか。中央評議会の構想が実現すれば仲裁調停委員会における陶工側の交渉力が強まることは明らかだったにもかかわらず、なぜ窯工の組合はこの構想に参加を表明しなかったのであろうか。この点を解明するためには、まず窯工が製陶業において伝統的に最も高い地位を占めていたということを考慮する必要がある。

製陶業においては、窯は最も重要な場所であった。陶製品のでき具合は、窯の運営の仕方に大きく依存していた。そして、この運営をつかさどっていたのが窯工なのである。彼らは、いわば製陶業におけるエリート集団なのであった。⁽⁸³⁾したがって窯工は、製陶工場における日常的運営の主導権を握っていた。中央評議会の構想は、こうした窯工たちの製陶工場における主導権を脅かすものであった。中央評議会構想は、主としてホローウェア＝プレッサーやフラット＝プレッサーを中心とした轆轤工程の組合が中心となって推進していたのであり、事実、この中央評議会の構想を話し合う会議において、議長として会議をリードしていたのはフラット＝プレッサーの組合の代表であった。製陶工場におけるヒエラルキーにおいて、轆轤工程は窯入れの工程につぐ重要な工程であった。したがって、この中央評議会の構想を受け入れることによって、伝統的な製陶工場におけるヒエラルキーが逆転することは十分にありうることであり、窯工たちにとって、これは受け入れられることではなかったのである。

さらに、この中央評議会の構想には、ストライキを制限しようとする意図が明確に読み取れる。このことも、窯工にとって受け入れにくいことであった。というのも、ストライキは、窯工にとっ

(80) *Ibid.*, 7 June, 1873.

(81) *Ibid.*, 9 August, 1873.

(82) *Ibid.*, 11 July, 1874.

(83) 製陶工場におけるヒエラルキーについては、Whipp, R., 'Kinship, Labour and Enterprise: the Staffordshire Pottery Industry, 1890-1920', in Hudson, P. and Lee, W.R. eds., *op. cit.*, pp.194-195. および Whipp, R., *op. cit.*, p.52. の図を参照。いずれも技術ヒエラルキーの最上位が窯工であることを示している。

てはいわば最後の切り札的戦術であったからである。このことも、窯が製陶工場において最も重要な場であったことに関係していた。すなわち、製陶工場において窯の運営が止まるということは、製陶工場の機能が止まるということの意味していたのである。したがって極言すれば、窯工はストライキによっていつでも製陶工場の機能を止めることができる力をもっていたということである。したがって、ストライキを他の工程の組合との協議事項とする中央評議会の構想は、窯工にとって受け入れがたいものだったのである。

この点は、先に述べた製陶業における労働組合の初期の歴史においてもみることができる。すなわち、1830年代に陶工全国組合によって組合の合同が成立していた時には、窯工たちも参加していたのであるが、陶工全国組合の主要戦術はストライキであった。したがって、窯工も参加することに躊躇しなかったのである。しかし、1840年代に成立した陶工組合連合には窯工の組合は参加していなかった。これは、陶工組合連合が反ストライキ戦術を基本方針としていたからである。窯工が中央評議会構想に参加を躊躇した背景は、こうした歴史的経緯にも関係していたのである。窯工は、仲裁調停委員会には参加していたが、中央評議会の構想には参加しなかった。それは、窯工の組合がいまだストライキ戦術を潜在的には強く維持し続け、みずからの独自性や優越性を維持しようとしていたからであった。仲裁調停委員会に参加したことは、そうした窯工の組合の独自性や優越性を維持しつつ、他の陶工たちの組合と協力関係を保ちながら、可能なかぎり穏健に要求を実現するぎりぎりの妥協点なのであった。しかし、そうした独自性および優越性を損なうような中央評議会の構想に対しては、頑なに不参加の姿勢を貫いたのである。以上の構図は、陶工諸組合の間における強固なセクショナリズムの存在を示すものである。

(5) 1881年のストライキと仲裁調停委員会の崩壊

前項でみたような陶工諸組合におけるセクショナリズムの存在は、仲裁調停委員会制度の運営において、労働組合の発言力を低下させる重大な障害となった。このような陶工諸組合の弱点は、1879年の仲裁調停委員会における仲裁人ハザートン卿 (Lord Hatherton) による賃金引き下げ決定によって露呈した。この決定を不服とする陶工たちは1880年に開かれた仲裁調停委員会に期待したが、仲裁人ブラッシー (T. Brassey) はハザートン卿による決定を支持した。これを受けて陶工諸組合は、1880年12月に行なわれた集会において仲裁調停委員会制度の拒否を決定し、陶工側の委員は委員会を辞するという事態となった。⁽⁸⁴⁾ この委員ひきあげは、製陶業者側の申し入れによりいったん撤回され、⁽⁸⁵⁾ 4月25日に仲裁調停委員会において話し合いがもたれたが、この交渉もまた決裂した。

(84) *Potteries Examiner*, 24 December, 1880.

(85) *Ibid.*, 7 May, 1881.

この交渉決裂によって、陶工たちは1881年11月、ついにストライキに突入した。陶工たちは、合同闘争委員会（The Committee of the Potters' Federation）を結成し、ホリンズ（Joseph Hollins）が議長に、イングルビー（G. Ingreby）が会計に、オークス（J.E. Oakes）が書記に就任し、指揮をとった。陶工たちは、1881年12月6日に全国の労働組合に対してアピールを行ない理解と援助を求めた。それは、以下のようなものであった。

「スタッフォードシャー北部の陶工たちは、2年間にわたって、産業が改善されているにもかかわらず大幅な週賃金の切り下げを被ってきた。仕事はきびきびと行なわれてきたし規律も良好であった。にもかかわらず、雇用者は我々をあたかも産業が不況であるかのごとく遇してきた。賃金の切り下げが行なわれた1879年以来、陶製品の輸出は年間30万ポンド以上にまで増加しており、このことは2年前よりも約6分の1も多く、製品が現在輸出されていることを示している。我々は、もし我々が彼らの言うとおりにしなければ、3月まで我々を締め出すと言われてきた。厳しい寒さのなかで我々が直面している我々の権利のための闘争の長期化の見通しに伴って、そして、我々の基金への何千ポンドもの必要性にかんがみ、我々は寛大なる援助を訴えるものである。11月の初め以来、我々は締め出されてきた。そして、あなたがたの援助なしには、資本家たちの統一団体の力に対する労働者の権利の闘争に勝利することは不可能である。我々は、労働者仲間が我々の訴えを無にせず、「陶業地」の通りを歩く何千という男たち、女たち、子供たちが、大英帝国の労働者たちに温かい思いやりと援助の手がさしのべられるよう望むものである。この争議の責任は、我々の雇用者たちにあるのだ。」⁽⁸⁶⁾

このアピールは、陶工諸組合の代表者によってTUCの議会委員会にもちこまれ、議会委員会は、こうした陶工たちの主張の正当性をみとめ支援することを決定した。また、TUCの構成組合は、ロンドンの植字工の10ポンドをはじめとして援助を与えた。⁽⁸⁷⁾

このストライキは、3万人に及ぶ陶工が参加し、6週間にわたったが、結局、要求を勝ち取ることとはできず敗北した。そして、このストライキによって、長年にわたって機能してきた仲裁調停委員会は崩壊することとなった。

（6） 仲裁調停委員会崩壊後の陶工組合

1881年のストライキにおける敗北とそれによる仲裁調停委員会制度の崩壊は、それまで仲裁調停委員会制度を中心にして協力関係を築いてきた製陶業における諸組合の活動にいかなる変化をもたらしたのであろうか。それは、それまでセクショナリズムを内包しつつも仲裁調停委員会制度の下に結集してきた諸組合が、2つのグループに分かれてゆくという結果をもたらした。

第1のグループは、これまでも仲裁調停委員会を最重要視してきた轆轤工程を中心とする工程のグループである。彼らは再び仲裁調停委員会制度を再構築するべく、まず諸組合の合同を成し遂げ

(86) *North Staffordshire Potters' Circulation*, 1881.

(87) *The One Hundred and Thirty-Sixth Report of the Committee of the London Society of Compositors to the Delegates*, 1 February, 1882.

ることを目指した。その中心となったのは、以前に提起された中央評議会構想の時と同様、フラット=プレッサーの組合であり、その指揮にあたったのはオーエンであった。同組合は、1882年のマーチンマス祭以降、同組合の組合員資格をすべての陶工の組合員へと拡大した。同時にその名称を全国陶工同盟 (National Order of Potters, NOP) に変更した。全国陶工同盟は、1883年に正式に発足し、その運営にはオーエンがあたった。その試みは、ストライキによる仲裁調停委員会の崩壊によって中心的政策を失っていた陶工たちの諸組合に刺激を与え、ホローウェア=プレッサーなどの他の轆轤工程の組合やプリント工および転写工の組合も、全国陶工同盟の方針に協力した。その結果、1885年に一時的とはいえ再び仲裁調停委員会が成立したのである。⁽⁸⁸⁾

第2のグループは、窯工を中心とする組合のグループであり、彼らは仲裁調停委員会制度の再構築路線には支持を表明しなかった。彼らは、もはや仲裁調停委員会制度には不信感をもっていたので、こうした動きには頑なな態度を示した。そして、1885年の仲裁調停委員会制度が再構築された時にも、参加することを拒み、独自の行動をとったのである。⁽⁸⁹⁾

このように、陶工諸組合間のセクショナリズムは、仲裁調停委員会制度の失敗をもたらした。しかし、仲裁調停委員会制度の失敗は、その他の要因にも求められる。それは、女性が労働組合にほとんど加入を許されていなかったため、仲裁調停委員会において陶工全体の意見が反映される構造にはなっていなかった点にある。1870年代から1880年代にかけて、製陶工場で働く女性数は増加していったが、⁽⁹⁰⁾これらの女性は、非熟練工としてのみ雇用され、組合の外に置かれた。組合に所属する熟練陶工たちは、自らの地位保全のために、こうした女性たちが自分たちの仕事場に流入してくることを歓迎しなかったのである。『ポッターリーズ・エグザミナー』紙は、工場法導入時における熟練工の反応や、ジガー (Jigger) やジョリー (Jolly) といったフラット=プレッサーやホローウェア=プレッサーが行っていた、力の必要な作業を容易にする機械の導入に伴う熟練工程への女性の雇用に対する熟練工の反応を伝えている。

工場法の導入時においては、熟練工たちは、その実効性については疑問を表明しつつも、導入自体については歓迎した。というのも、彼らは女性が家庭に留まることが適当であると考えており、工場法による女性の労働制限が、そうした彼らの考え方に合致すると考えたためである。⁽⁹¹⁾

(88) Burchill & Ross, *op. cit.*, p.130.

(89) *Ibid.*, p.170.

(90) Dupree, *op. cit.*, p.259.

(91) *Potteries Examiner*

—'Our Factory Laws'—June 28, 1873.

—'The Legislation in regard to the Factory Acts'—June 13, 1874.

—'The Factory and Workshop Acts Commission'—July 10, 1875.

—'The New Factory Act'—December 28, 1879.

彼らは、熟練工程への女性の雇用に対しては強硬に反発した。⁽⁹²⁾このような熟練工の反応は、「家族収入に貢献していない女性は怠け者と見做される」⁽⁹³⁾という「陶業地」におけるコミュニティーの状況と相反するものであり、陶工たちの組合は、コミュニティーの意見が反映されるのを妨げたのであった。

その後、全国陶工同盟やホローウェア＝プレッサーの組合を中心とした轆轤工程の組合は、他の工程の組合との協力関係を維持しつつ、次第にプリント工および転写工の組合や装飾工の組合との合同を達成していった。かくして、彼らの組合は、ヴィクトリア期が終って間もない1906年、男女陶工合同組合 (Amalgamated Society of Male and Female Pottery Workers) として、合同を達成した。⁽⁹⁴⁾そして、同組合は、女性の意見が公的に労働組合に反映される契機となったのである。⁽⁹⁵⁾

窯工の組合は、この時点において、まだ独自の行動をとっていた。そして、こうした窯工の組合をも包摂した、製陶業における完全な統一組合が成立するのは、第1次大戦後の1919年になって全国陶工組合 (National Society of Pottery Workers) が成立するまで待たねばならなかったのである。⁽⁹⁶⁾

おわりに

以上に見てきたように、ヴィクトリア期における陶工組合は、1830年代に強力な影響力を持っていた陶工全国組合と、第1次大戦後に成立する全国陶工組合とに挟まれた、統一的組織形態を持た

(92) *Potteries Examiner*

—'Female Labour'—April 28, 1877.

—'Female Potter'—March 23, 1878.

—'Women as Women'—August 17, 1878.

—'Female Labour in the Potting Trade'—August 23, 1879.

—'Women Labour'—January 24, 1880.

(93) M. Hewitt, *Wives and Mothers in Victorian Industry*, 1958, p.193., in Dupree, *op. cit.*, p.268.

(94) Burchill & Ross, *op. cit.*, p.159.

(95) ウィップは、この組合に加入していた女性組合員の数が、1906年から1914年までは1000人に留まっており、それが1914年から1918年という第1次大戦期に2万3000人へと増加したという変化について、変化はこれまで非公式であった女性の組合における影響力が公的に現われたものであると評価し、実質的には1906年の男女陶工労働者組合 (Amalgamated Society of Male and Female Pottery Workers) においても女性の組合への影響力は大きく、仕事場や労働組合における女性の従属的な位置づけのみを強調する従来の説を批判している。Whipp, R., 'Women and the Social Organization of Work', *Midland History*, Vol.XII, 1987, p.115.

(96) Burchill & Ross, *op. cit.*, p.161. この組合の前身「男女陶工合同組合は、1914年から18年の時期に2000人から2万3000人へと急激な女性組合員の増加によって1918年までに58%の女性組合員をもった。」Whipp, R., 'Women and the Social Organization of Work', *Midland History*, Vol.XII, 1987, p.115.

ない職能別組合であった。このような職能別組合については、それぞれの工程のもつ利害や陶工間のヒエラルキー関係といった工程別の考察と、組合のコミュニティーとの関連を合わせて考察することが重要である。そのような視点に立てば、ヴィクトリア期における陶工組合は、いわゆる「移民」および「仲裁調停」という時代の流れに影響を受けつつも、そのみでは説明しえない部分を内包していたことが分かる。「移民」は、結局陶工のコミュニティーには受け入れられる性質のものではなかったし、「仲裁調停」は、セクショナリズムを解決するには至らなかった。陶工の組合は、1830年代および20世紀初頭に見られたように、女性をも含めたコミュニティーの支持を内部に受け入れることなしには、強力なものとはならなかったのである。

それでは、ヴィクトリア期のイギリスの労働組合全体のなかで、陶工組合はどのように位置づけられるのであろうか。1851年に成立した合同機械工組合 (Amalgamated Society of Engineers, ASE) は、ウェップ夫妻によって「新型組合」とよばれた。こうした組合は全国的・統一的な編成をもち、週1シリングの高額組合費を徴収し、それに対応して失業給付、疾病給付、葬儀給付など多くの共済給付を行っていた。「新型組合」の方向性は、労働組合における「新精神」の現われであり、労働組合は、「新型組合」になることによって、ストライキ戦術を中心とした非体制内的な政策からストライキを極力回避することによって要求実現をはかる体制内的な政策へと方向転換したとされるのである。⁽⁹⁷⁾ ウェップ夫妻によるヴィクトリア期におけるこのような労働組合の理解には、もちろん批判がないわけではなく、戦鬪的⁽⁹⁷⁾地方組合の意義を強調するG.D.H.コールによって、地方的組合の指導者であるジョージ・ポッター (G. Potter) を中心とした勢力の果たした役割が見直され、ウェップ夫妻の「新型組合」像は一定の修正をうけた。労働組合のナショナル・センターとなったTUCは、ポッター派によって設立されたのである。⁽⁹⁸⁾ さらに、その後における松村高夫の研究によって、ウェップ夫妻による「新型組合」とコールの強調する地方的組合の両方の特徴をもつ「第3の型の組合」の存在も明らかにされた。すなわち、「新型組合」ではあるがジョージ・ポッターを支持したフリントガラス製造工友愛組合 (Flint Glass Makers' Friendly Society, FGMFS) のような組合の存在である。⁽⁹⁹⁾

本稿においてみてきたように、ヴィクトリア期の陶工組合は、「移民期」においても「仲裁調停期」においても、組織の範囲がミッドランド地方の「陶業地」のみに限定されていた。したがって、組織は全国的に統一されておらず、「新型組合」ではなかった。さらに陶工の組合は、各工程における自律性が強く、統一的組織形態をもたなかったという点でも「新型組合」ではなかった。たしかに「仲裁調停期」において、いくつかの工程の組合は、高額な組合費を徴収し豊富な共済機能を

(97) Webb, S. & B., *op. cit.*, Chap. 4, Chap. 5.

(98) Cole, G.D.H., *op. cit.*

(99) Matsumura, T., *The Labour Aristocracy Revisited*, Manchester U.P., 1983.

備えてはいたが、それが「新型組合」として完全に機能するまでには至らなかった。組合間に、強固なセクショナリズムが存在していたのである。

では、陶工組合は、ジョージ・ポッター派であったのだろうか。たしかに陶工組合の間で大きな影響力をもっていたウィリアム・オーエンは、1869年にバーミンガムで開かれた TUC の第 2 回大会に「陶業地」を代表して参加している。この時期の TUC はポッター派が主導権を握っており、陶工組合がポッター派を支持していた可能性は否定できない。しかし、そこでオーエンが読んだ報告書の内容は、ストライキに代わる「仲裁調停委員会制度」の意義を強調したものであった。これは、「陶業地」の1830年代におけるストライキ敗北による経験をふまえた地方的事情によるところが大きいと思われるが、これは1871年から TUC の主導権を握る「新型組合」の指導者たち「ジャンタ (Junata)」の考え方にむしろ近いといえる。⁽¹⁰⁰⁾したがって陶工組合が純然たるポッター派であったとはいえないのである。このように、ヴィクトリア期における陶工組合は、1850年代から1860年代に合同機械工組合 (ASE)、大工・指物師合同組合 (Amalgamated Society of Carpenters and Joiners, ASCJ)、フロントガラス製造工友愛組合 (FGMFS) などが「新型組合」を形成していくなかで、その影響を大きくうけながらも独自の形態を維持していたのである。⁽¹⁰¹⁾

(経済学研究科博士課程)

(100) *Potteries Examiner*, 22 March, 1873.

(101) 陶工組合は、ヴィクトリア期を通じて、いわゆる「近代化」による発展の過程を順当にたどったのではなく、紆余曲折を経たのである。

Whipp, R., 'A Time to Every Purpose: An Essay on Time and Work', in Joyce, P. ed., *The Historical Meanings of Work*, Cambridge U.P., 1987.